

次期男女共同参画せんだいプラン（骨子案）における基本目標の視点

基本目標1 あらゆる分野における女性の多様な力の発揮

男女共同参画社会の実現に向けて、企業や地域活動・市民活動など、あらゆる分野において女性が多様な力を発揮できる環境づくりを推進する。また、東日本大震災の経験を踏まえ、引き続き防災・まちづくりにおける男女共同参画を推進する。（現行プランの基本目標4・6等を再編）

前回審議会における主な意見

- ・現場レベルではまだまだ男性の固定的性別役割分担意識が根強く存在するが、女性の頑張りだけで解決することは難しい。
- ・起業家や自営業について、現在減少傾向にあるこれらも今後の日本を支えていく一つだと思う。
- ・「育児のキャリア」を生かせる働き方を作ることやモデルケースを発信することなどが重要。
- ・高齢者となってからいざ地域参加をするとなっても抵抗を感じることもあるため、早い段階から地域につないでいくことが重要。

基本目標2 政策・方針決定過程への女性の参画

政策・方針決定過程への女性の参画が進みつつあるものの、依然として男性比率が高い現状があるため、引き続き参画拡大に取り組む。（現行プランの基本目標1を継承）

基本目標3 男女共同参画の男性による推進

特に男性に根強く残ると言われる固定的性別役割分担意識は、女性の多様な活躍を阻害する要因となるとともに、男性自身の生きづらさにもつながることから、男性の男女共同参画意識を醸成し行動に結びつけるための取り組みを推進する。また、基本目標に設定することで、男性も男女共同参画を推進する主体であるという視点を明確にする。（現行プランの基本目標3・4等を再編）

前回審議会における主な意見

- ・現場レベルではまだまだ男性の固定的性別役割分担意識が根強く存在するが、女性の頑張りだけで解決することは難しい。
- ・若い世代に比べて意識変化の進んでいない、固定的性別役割分担意識が根強い中高年男性へのアプローチが今後のプラン策定に関しても重要と考える。
- ・働き盛りの世代も、少しでもいいので地域に関わるような施策が求められる。

基本目標4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

女性の多様な活躍、男性の家事・育児等への主体的な参画に向けては、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現が重要な鍵となることから、引き続き取り組みを推進する。（現行プランの基本目標3を継承）

基本目標 5 配偶者等からの暴力（DV）や性暴力の根絶、性と健康への理解と支援の促進

これまで主に取り組んできた配偶者等からの暴力（DV）への対応と合わせて、性暴力の根絶・被害者支援に対しても、その重要性及び機運の高まりを踏まえて取り組みを推進する。（現行プランの基本目標 5 を継承）

前回審議会における主な意見

- ・暴力の根絶については、女性に限定せず、性別にとらわれない目標設定のあり方も考える必要がある。
- ・今の段階では女性に対する暴力から女性をいかに救うかという部分が大事だと考える。

基本目標 6 男女共同参画を推進する学びと協働の充実

男女共同参画は、女性の教育や学びの進展とともに育まれてきたことを踏まえ、学びの充実が男女共同参画を含めた多様な選択を可能とするという視点を明確化。加えて、他都市に先んじて市民協働による取り組みを進め、多様な主体の意見を取り込んできた本市の特色も活かしていく。（現行プランの基本目標 2 等を再編）

前回審議会における主な意見

- ・新しい目標を加えることで地域性など特色を出すことが大事だと思う。
- ・個人の尊重については、人権教育を学校教育や地域の生涯学習の中で充実させていくのが良い。
- ・現行プランからの見直しにも時代に合わせ広報から相談まで SNS 等を活用する視点が必要。

基本目標 7 性別、性自認・性的指向にかかわらず、一人ひとりを尊重しあう共生社会づくり

多様な性のあり方についての理解促進や支援を進めるとともに、心の健康や貧困・障害など、一人ひとりが抱える悩みに寄り添い、困難に対して支援していくことにより、自らを認め、お互いを尊重しあうことのできる社会の実現を目指す。（現行プランの基本目標 6 等を再編）

前回審議会における主な意見

- ・次の 5 年を見据えると、男性、女性という枠組みではなく、個人が尊重されるという視点が大事だと思う。
- ・基本理念にある「人権の尊重」という言葉が、基本目標にはない。
- ・現行プランからの見直しにも時代に合わせ広報から相談まで SNS 等を活用する視点が必要。
- ・LGBT の方々など多様な性のあり方に即した施策も必要。
- ・次期プランにおいては、同性パートナーシップ制度の導入検討なども見直しの視点の一つになると考える。
- ・障害を持つ女性についての問題、つまり障害を持つことと女性であることによって二重の差別を受けてしまっている問題がある。
- ・身寄りのない女性、障害児や高齢者を抱える家庭、ひとり親家庭などから、住まいを借りられないという相談を受けることが増えてきている。
- ・5 年後を見据えるとすると、地域共生社会との連動の視点が必要。